

記載要領等	障害者非課税信託取消申告書
-------	---------------

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る相続税法第 21 条の 4 第 1 項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下「特定障害者扶養信託契約」といいます。）に基づいて信託された財産の一部について信託法第 11 条第 1 項の規定による取消権の行使があったこと（以下「取消し」といいます。）により当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法第 21 条の 4 第 1 項に規定する信託受益権（以下「信託受益権」といいます。）の価額が減少することとなった場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した同項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」といいます。）が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う同項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」といいます。）を経由し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

- 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の
 - (1) 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。
 - (2) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載してください。
- 2 「受託者」の欄の
 - (1) 「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記《使用目的等》の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載してください。
 - (2) 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。
- 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の
 - (1) 「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄の「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項に記載したものを記載してください。
 - (2) 「非課税の適用を受けた部分の価額」の項には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載したものを記載してください。
- 4 「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の
 - (1) 「信託財産の種類」の項には、上記《使用目的等》の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消しがあったもの（以下取消しに係る信託財産」といいます。）について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「信託財産の種類」の項の記載の例に従って記載してください。
 - (2) 「構造・数量等」の項には、取消しに係る信託財産につき、その取消しの直前における現況を記載してください。この場合、取消しに係る信託財産の「構造・数量等」が上記《記載要領等》3 により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載し

＜障害者非課税信託取消申告書 記載要領等＞

たところと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載してください。

- (3) 「信託受益権減価額」の項には、取消しに係る信託財産に係る信託受益権の価額（当該取消しに係る信託財産が信託された時において相続税法第 22 条から第 26 条までの規定により評価した価額をいいます。）又は上記《使用目的等》の遺留分侵害額の請求に基づき支払うべきことが確定した金銭の額を記載してください。
- (4) 「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の価額の合計額と「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載してください。
- 5 「信託受益権の価額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細」の欄には、上記《使用目的等》の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について取消し又は遺留分侵害額の請求の行われる基因となった事情の詳細を記載してください。
- 6 取消しに係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載してください。